

愛知県立渥美農業高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

「いじめ」とは、本校に在籍する生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。調査にあたっては、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。全ての生徒が、いじめの加害者にも被害者にもなりうる可能性があるものと認識して、指導に当たる。

(2) 学校がいじめに対する基本姿勢

本校では、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を全生徒に示すとともに、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を生徒に理解させる。また、いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている生徒を、徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から生徒に示す。

(3) 育てたい生徒の力や教師の役割

学校教育活動全体を通して、相手を思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、生徒自身が他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感をもつよう指導する。いじめに結びつきやすいストレスを抱えている生徒には、少しでもストレスがあっても負けない心を養い、ストレスをコントロールする能力を身につけさせる。農業に関する専門教育を通じて、命の大切さや愛護の精神を育成する。ホームルームや生徒会活動の場を活用して、生徒自身がいじめの問題解決に向けてどうかかわったらよいかを考えさせ、主体的に取り組む態度を育てる。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

ア 委員会のメンバー（教育相談委員会に同じ）

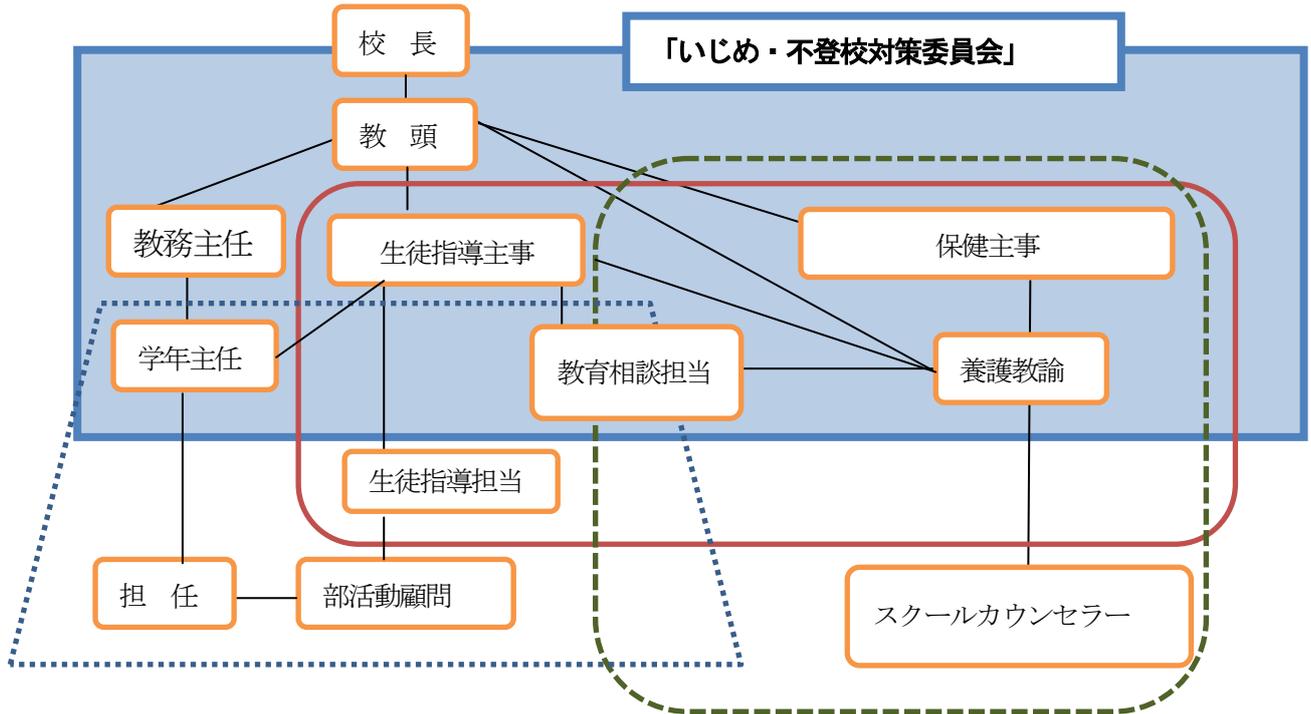
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、学年主任、養護教諭

（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

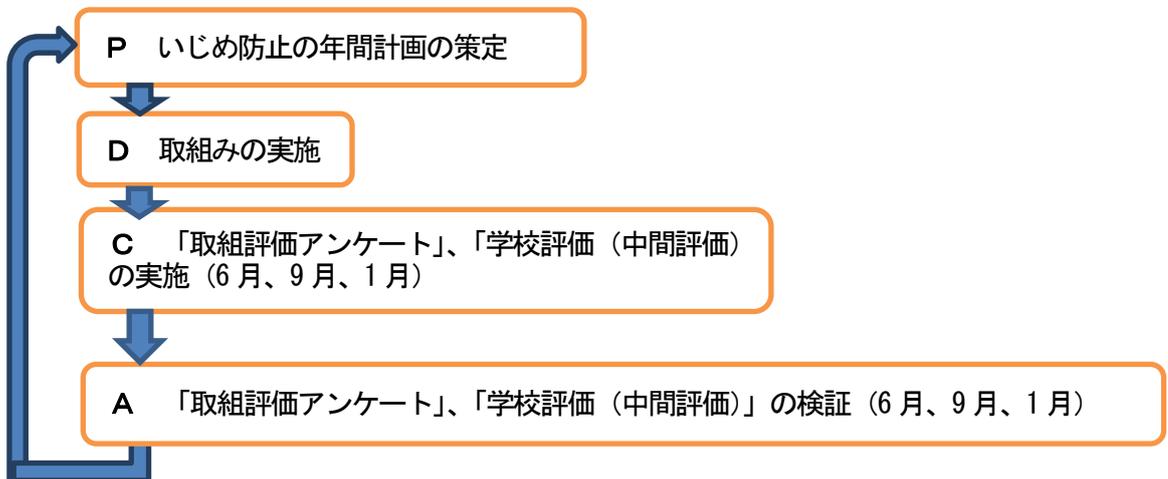
イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



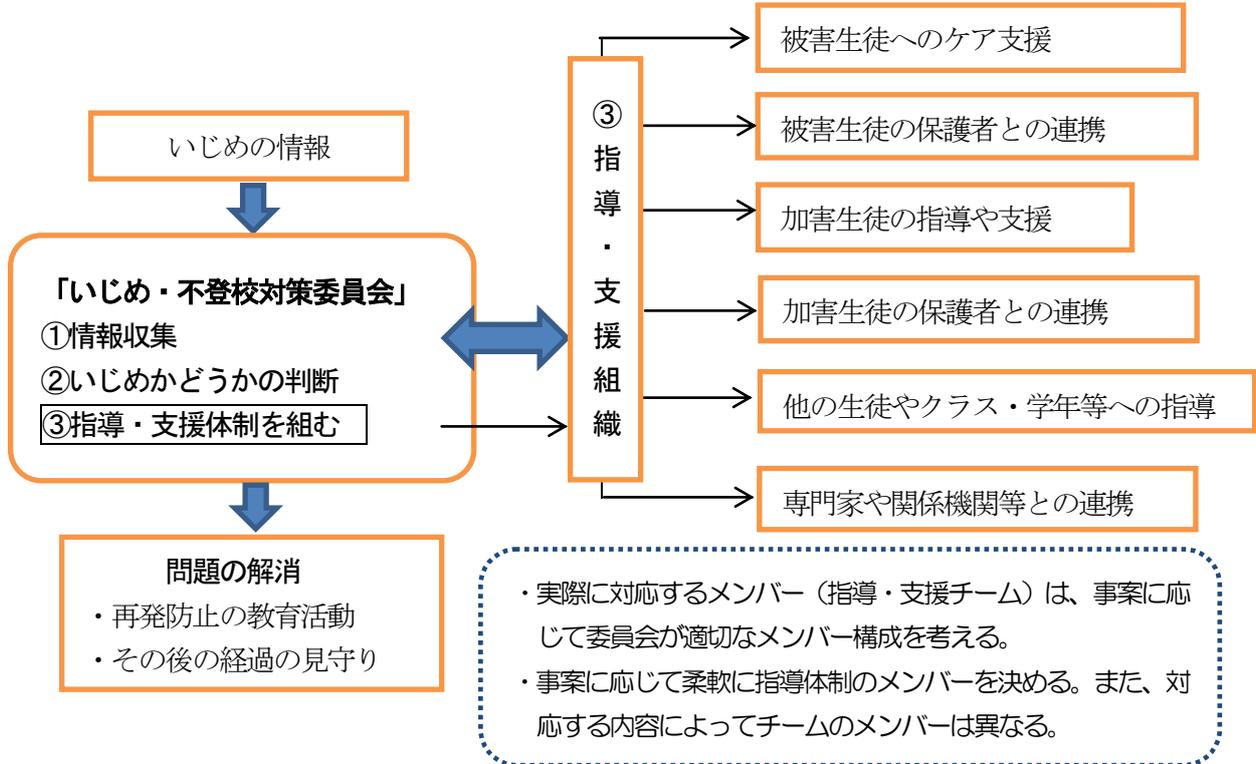
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



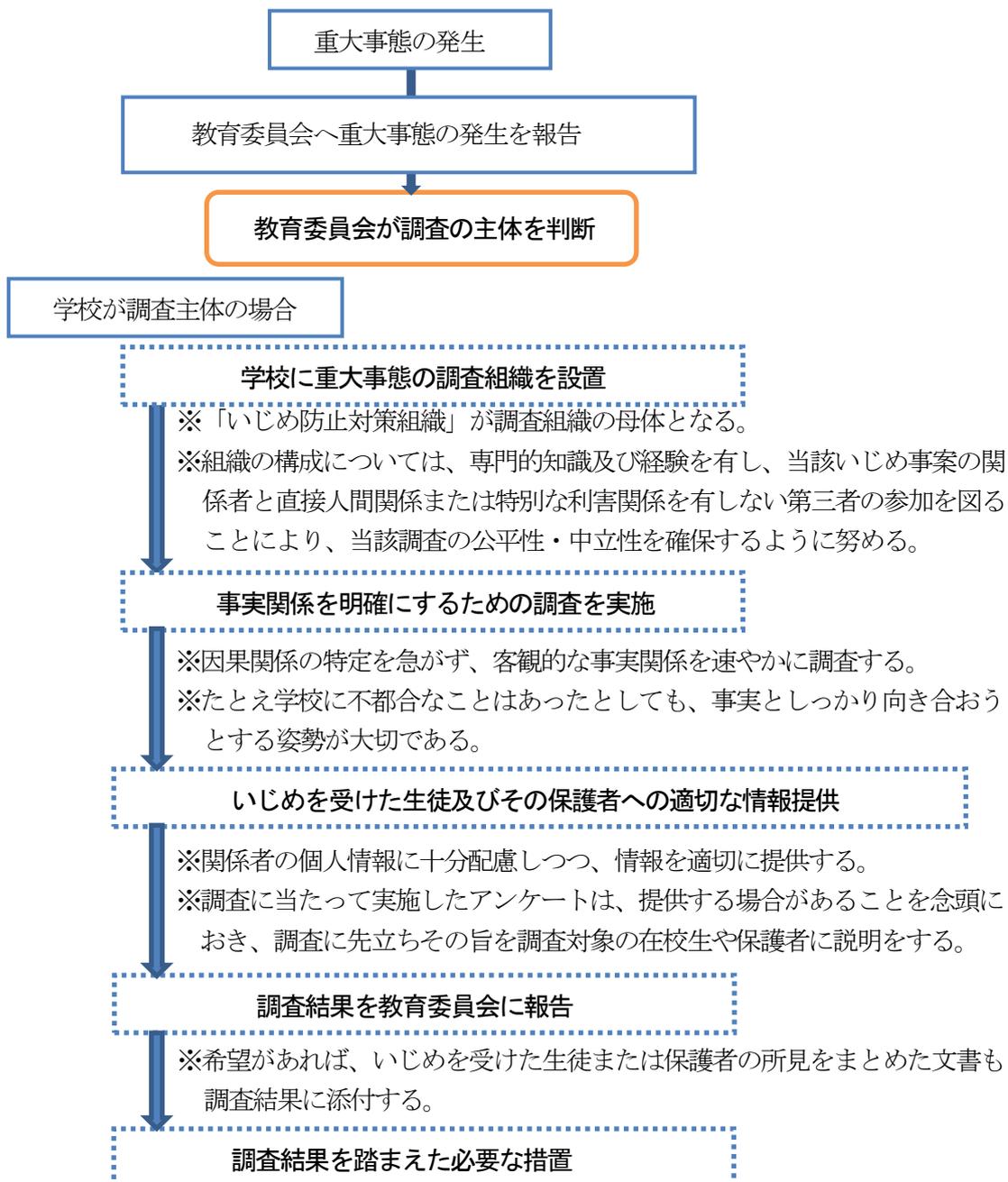
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する具体的な措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には被害生徒・保護者の意向を考慮し、教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- キ 具体的な加害者への指導措置の目安
 - (a)加害レベル低の内容：陰口・中傷、無視、仲間はずれなど
 - ・該当担任・学年主任による注意、指導部長注意
 - (b)加害レベル中の内容：使い走り、言葉による攻撃、ネットでの誹謗中傷、単発的な暴力（怪我の低いもの）など
 - ・生徒指導部会（指導原案の作成）、職員会議、特別指導
 - (c)加害レベル高の内容：継続的な暴力、金品のたかり、被害生徒の長期不登校など重大事態（大きな怪我や生徒の自殺）
 - ・生徒指導部会、生徒指導委員会、教育委員会への報告、警察への連絡

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施【全学年】(保) ○相談室やSCの周知【全学年】(保) ○オリエンテーション【1学年】(学) ○生活実態調査【全学年】(教) ○部活動リーダー研修会(生)	○面接旬間【全学年】(学) ○相談だよりの発行(保)		○PTA委員会・学校保健委員会
5月	○ふれあいアグリ体験(農)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(生)(保) ○カウンセリング(保) ○教育相談委員会(保)	○現職研修①(いじめに対する学校の基本方針)	○PTA総会・公開部活動 ○渥農マーケット・公開授業
6月	○公開授業週間【全学年】(教)(科) ○ふれあいアグリ体験(農) ○あいさつ運動(生)	○カウンセリング(保)	○全教職員対象の「生徒の実態調査」の実施・検証	○渥農マーケット・公開授業
7月	○ボランティア活動の実施【全学年】(生)	○カウンセリング(保)		○保護者会 ○学校評議員 ○PTA委員会
8月	○インターンシップの実施(農)	○農場当番(農)部活動指導(生)		
9月		○面接旬間【全学年】(学) ○カウンセリング(保) ○教育相談委員会(保)	○中間評価→検証	
10月	○部活動リーダー研修会(生) ○ふれあいアグリ体験(農)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(生)(保) ○カウンセリング(保) ○相談だよりの発行(保)		○渥農マーケット・公開授業 ○PTA・学校保健委員会
11月	○人権講話【全学年】(生) ○あいさつ運動(生) ○ふれあいアグリ体験(農)	○カウンセリング(保)		○文化祭バザー 学校公開 ○渥農マーケット・公開授業
12月	○福祉実践実習【2学年】(教) ○食品現場実習【2学年】(農)	○カウンセリング(保) ○農場当番(農)部活動指導(生)		○保護者会 ○学校評議員 ○渥農マーケット・公開授業
1月	○保育実践実習【3学年】(教)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(生)(保) ○カウンセリング(保) ○教育相談委員会(保)	○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施・検証	○渥農マーケット・公開授業
2月		○相談だよりの発行(保) ○カウンセリング(保)	○現職研修②(ケース) ○自己評価	
3月	○ボランティア活動の実施【1、2学年】(生) ○いじめに対する基本方針【入学予定者説明会】(生)	○農場当番(農)部活動指導(生)	○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○学校関係者評価

担当分掌 教…教務部 生…生徒指導部 保…保健相談部 進…進路指導部 学…学年会 農…農場部

いじめ防止等の取組のまとめ

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくり、授業規律の確立に努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【農場部・進路指導部】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定（6月）【教務部・教科会】</p> <p>○学習状況報告（年9回）による生徒の学習状況を把握し、授業規律の確立【教務部】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施【保健相談部】</p> <p>○健康調査の実施【保健相談部】</p> <p>○生活実態調査の実施【教務部】</p> <p>○人権週間での取組→人権講話、【生徒指導部】</p> <p>○情報モラル教育→6月に講話【生徒指導部】</p> <p>○宿泊共同実習【農場部】</p> <p>○部活動</p>	<p>○公開授業、公開部活動の実施（年6回渥農マーケット、年2回公開部活動）</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施（6月11日：挨拶運動、7月12月3日：ゴミ拾い活動、11月：文化祭でのバザー活動等）</p> <p>○地域との連携（年4回：園児、児童を招いてふれあいアグリ体験）</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（「相談だより」の発行年3回、「保健だより」の発行毎月1回）【保健相談部】</p> <p>○毎朝、担任による健康観察【保健相談部】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施（年3回…5月、9月、1月）【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施（年2回…4月、9月）【保健相談部】</p> <p>○スクールカウンセラーによる教育相談の実施（年12回）</p>	<p>○保護者会</p> <p>○PTA役員会</p> <p>○PTA委員会</p> <p>○PTA総会</p>
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保健相談部】</p>	<p>○いじめ事案への対応説明</p> <p>○いじめ防止基本方針への理解及び啓発</p>

	<p>との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（1月）→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（2月）を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（3月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>